

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

門真市第3期 子ども・子育て支援 事業計画

概要版

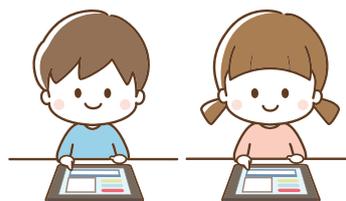


令和7(2025)年3月
門真市

計画の概要

● 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和2(2020)年3月に策定した「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画期間の5年間において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、これからの次代を担う子どもたちの学力向上の取組、子育て世帯の経済的負担の軽減等の施策を実施し、子どもを真ん中においたまちづくりに取り組んできました。



この間にも、国内における子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、令和4(2022)年には国内の出生数が80万人を下回り、想定よりも早く少子化・人口減少が進んでいるほか、児童相談所における虐待相談対応件数の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など厳しい状況にありました。

このような状況の中、令和5(2023)年4月に子ども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的として、「子ども基本法」が施行されるとともに、「子ども家庭庁」が創設されました。また、同年12月には、子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されるなど、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた動きが進められています。

本市においても、これらの国の動きや急速に変化する子ども・子育てをめぐるさまざまな課題に



柔軟に対応し、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していくためにも、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

● 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とします。

年度	令和2年度 (2021)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
門真市 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画					第3期計画				



● 計画の法的な位置づけと関連計画

この計画は、こども・子育てに関する施策のほか、ひとり親に関する施策、こどもの貧困に関する施策についても一体的に定めるものです。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法などの関係法令のほか、大阪府が策定する「大阪府子ども計画」、本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」、その他関連する諸計画との整合を図っています。



計画の位置づけ



【最上位計画(市政全般)】

門真市第6次総合計画

こども・子育て支援関連施策



大阪府子ども計画



門真市第3期 子ども・子育て支援事業計画

【根拠法令】

- 子ども・子育て支援法
- 次世代育成支援対策推進法
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律



関連計画

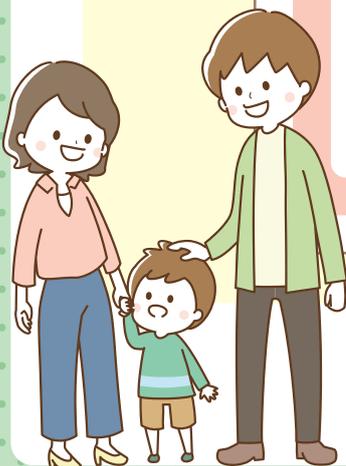
門真市第4期地域福祉計画

- 第7期障がい福祉計画
- 第3期障がい児福祉計画
- 第4次障がい者計画
- 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

門真市第2期教育大綱

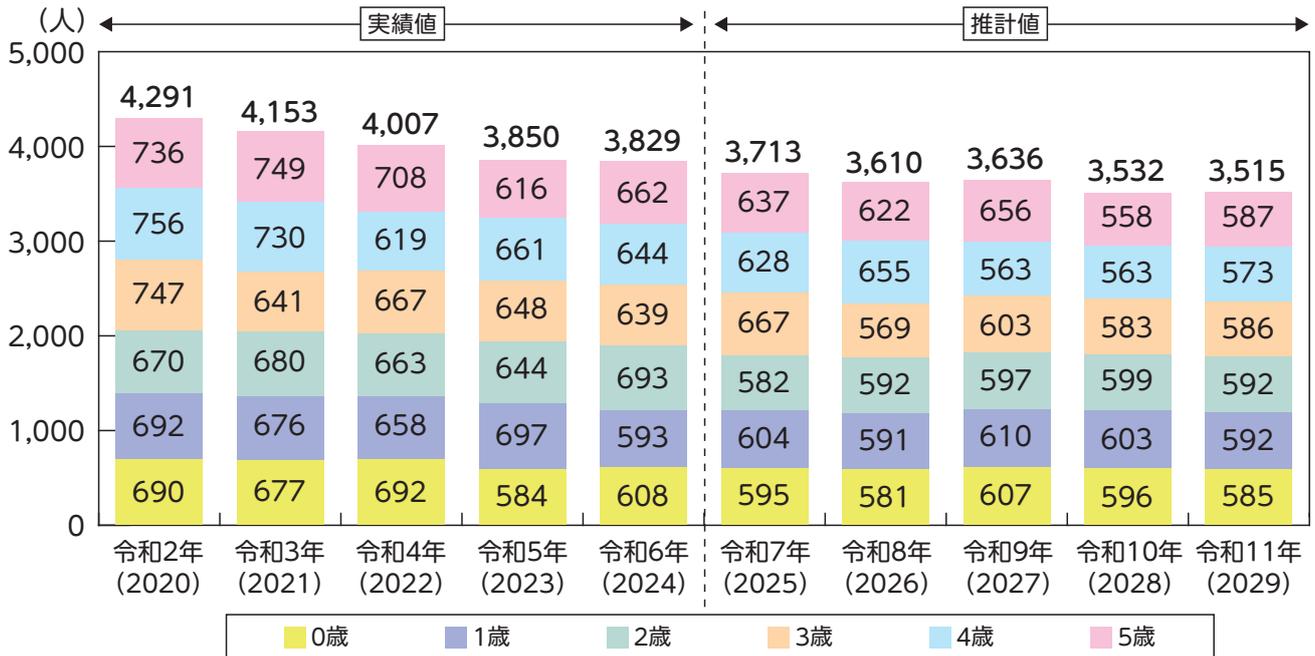
- 教育振興基本計画2021
- 生涯学習推進基本計画

他の個別計画



こども・子育てを取り巻く現状と課題

■ 就学前児童人口の推移と推計値



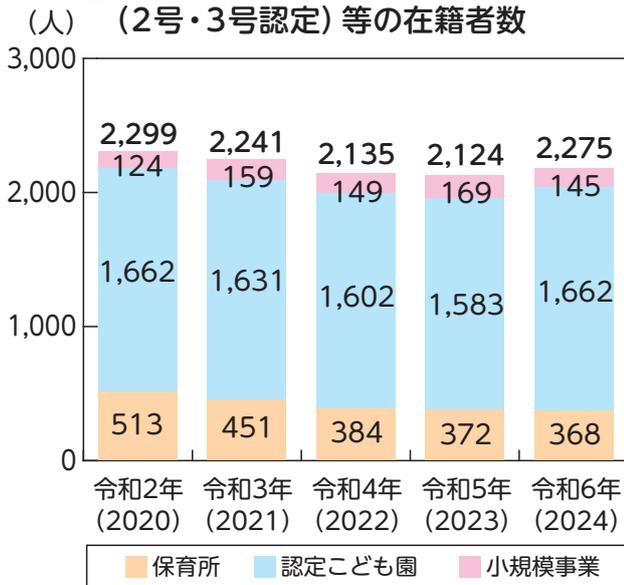
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

本市の就学前児童人口の推移を見ると、0～5歳の合計人口は減少し続けており、令和2(2020)年と令和6(2024)年を比較すると462人減少しています。

また、令和7(2025)年以降については、これまでの就学前児童人口の推移や本市のまちづくりの影響を踏まえると、令和9(2027)年に一時的に増加に転じるものの、全体としては減少傾向が続くと見込まれます。

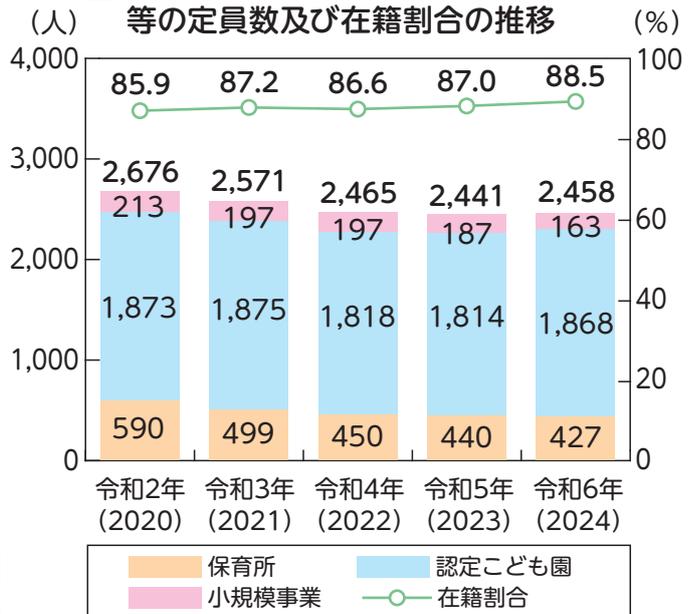


■ 保育所・認定こども園(2号・3号認定)等の在籍者数



資料：保育幼稚園課(各年4月1日現在)

■ 保育所・認定こども園(2号・3号認定)等の定員数及び在籍割合の推移



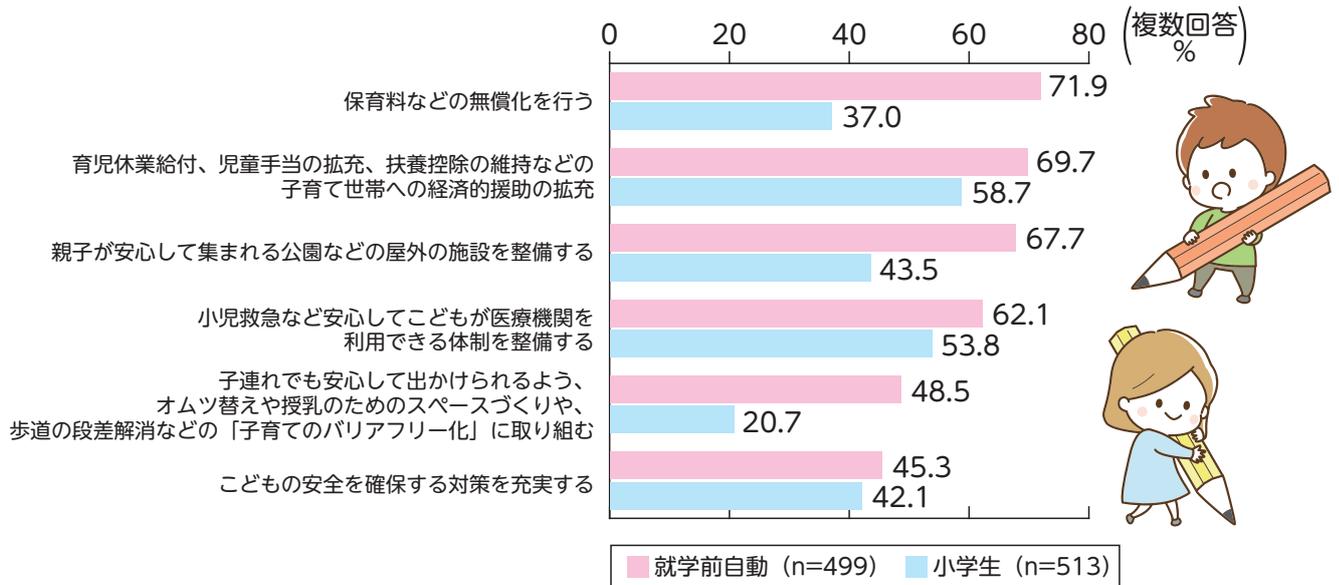
資料：こども政策課(各年4月1日現在)

保育所、認定こども園(2号・3号認定)、小規模保育事業の定員に対する在籍者の割合は85%以上で推移しており、在籍者数は2,200人前後となっています。



● こども・子育てに関するニーズ

■ 充実してほしい子育て支援策（上位6項目）



資料：門真市子ども・子育てに関するニーズ等調査（令和6（2024）年3月）

充実してほしい子育て支援策として、「保育料などの無償化を行う」、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」などが多くなっています。

● 本市の取り組むべき課題

本市では、国の傾向と同様に少子高齢化が進んでおり、その要因の1つとして子育て世代の転出超過があげられます。

子育て世代の転出を抑制するためには、子育てに関する相談等の場をワンストップで提供できる拠点づくりなど、市民ニーズを踏まえた事業に積極的に取り組むとともに、

市が行っている事業や取組を、子育て世帯や今後子どもを持つようとしている世帯にアピールする必要があります。

市民ニーズ等調査で充実してほしい子育て支援策としてあげられた意見や、門真市子ども・子育て会議で提言された内容などを本市が解消すべき課題として受け止め、さらなる子育て支援施策の推進や子育て環境の改善に取り組むとともに、それらの取組を市内外に発信することで、本市が安心して子育てができるまちとして認識されるようイメージアップにつなげていきます。



計画の基本的な考え方

● 基本理念

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

こどもは地域の宝であり、また、次代の親となり、未来を担っていく存在です。

門真市で育つこどもの未来が輝かしいものとなるよう、また何よりこどもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、こどもをまんやかに置き、地域社会全体でこどもの育ちや子育てを支援していくため、基本理念の実現に向けた3つの基本的な視点と、それに対応した基本目標に基づき、本計画を推進します。

● 基本的な視点・基本目標



視点① こどもの育ちの視点

基本目標1

一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり

こどもは、社会の希望、未来をつくる力であり、家族の愛情のもとに養育され、成長する環境を整えることが必要です。

こどもの健やかな発達が保障され「こどもの最善の利益」が実現されるよう、こどもの育ちを重視した取組を進めます。

視点② 家庭での子育ての視点

基本目標2

安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

家庭における子育ての孤立感や負担感を解消するためには、すべてのこども及び子育て家庭を対象として、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

家庭での子育ての視点に立ち、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した子育て支援に取り組みます。



視点③ 地域での支え合いの視点

基本目標3

こどもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

こどもの成長にとってより良い地域環境としていくためには、地域社会全体が、こども・子育て支援への理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

地域での支え合いの視点に立ち、地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かし、こどもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

● 施策の体系

基本施策

基本理念
あふれる笑顔
こどもの輝く未来
かどま

① こどもの育ちの視点

基本目標1

一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり



1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

2 学校教育の推進と教育環境の充実

3 こどもが健やかに成長できる環境づくり

4 障がいのあるこどもや配慮が必要なこどもへの支援

5 こどもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり

② 家庭での子育ての視点

基本目標2

安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供

2 母子保健・医療の充実

3 子育て家庭への経済的支援

4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

5 子育てと仕事の両立のための環境整備

③ 地域での支え合いの視点

基本目標3

こどもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

1 こどもや子育てを見守り支える地域活動の推進

2 児童虐待への対応

3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進



施策の展開

基本目標1 一人ひとりのこどもの心豊かな成長を育む環境づくり

乳幼児期は、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。就学前における質の高い教育・保育の提供や、就学後における「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」の育成のために必要な環境の整備を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性の確保、多様な体験の機会の提供など、すべてのこどもが一人ひとりの個性を伸ばし、健やかに成長できるようにするための支援の充実を図ります。

取組施策(抜粋)

- 幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上
- 教育環境の充実
- 医療的ケア児等に対する支援の拡充など



基本目標2 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

妊娠から出産、子育ての時期にある保護者は、身体的・経済的・精神的に不安を感じやすくなります。保護者の不安をなくし、安心して子育てができるよう、母子保健の充実などの健康面の支援や、各種の経済的支援を行うとともに、不安な心情を和らげるための相談体制を充実していきます。

取組施策(抜粋)

- こども家庭センターでの相談支援
- 伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援
- 幼児教育・保育・療育の無償化など



基本目標3 こどもや子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

地域でのこどもの安全確保や育児の孤立化を防止するために、地域全体でこどもや子育て家庭を見守り、支えるための取組を進めます。

また、児童虐待をはじめとするあらゆるこどもの貧困を解消するため、地域との連携により、支援を必要とするこどもや子育て家庭の早期発見・早期対応へつなげるための取組を推進します。

取組施策(抜粋)

- こどもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進
- 虐待の対応・連携体制の整備
- こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進など



ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭等の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の親が、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざします。

■ 支援にあたっての基本的な考え方

(1) ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

(2) 生活全般にわたる自立の促進・支援

(3) 親子が健やかに育つ環境づくり



こどもの貧困の解消に向けた対策

子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなくさまざまな生き方を選択し、実現できるようにするため、学習や体験の機会の確保や生活の安定のための施策を充実するとともに、支援を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見・早期支援につなげるため、地域社会全体で見守り支える体制を構築するなど、必要な取組を総合的かつ包括的に推進します。

■ こどもの貧困の解消に向けた取組

(1) こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保

(2) 子育ての負担を軽減する子育て支援の提供

(3) 家庭の生活を安定させる支援の充実

(4) こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進



量の見込みと確保方策

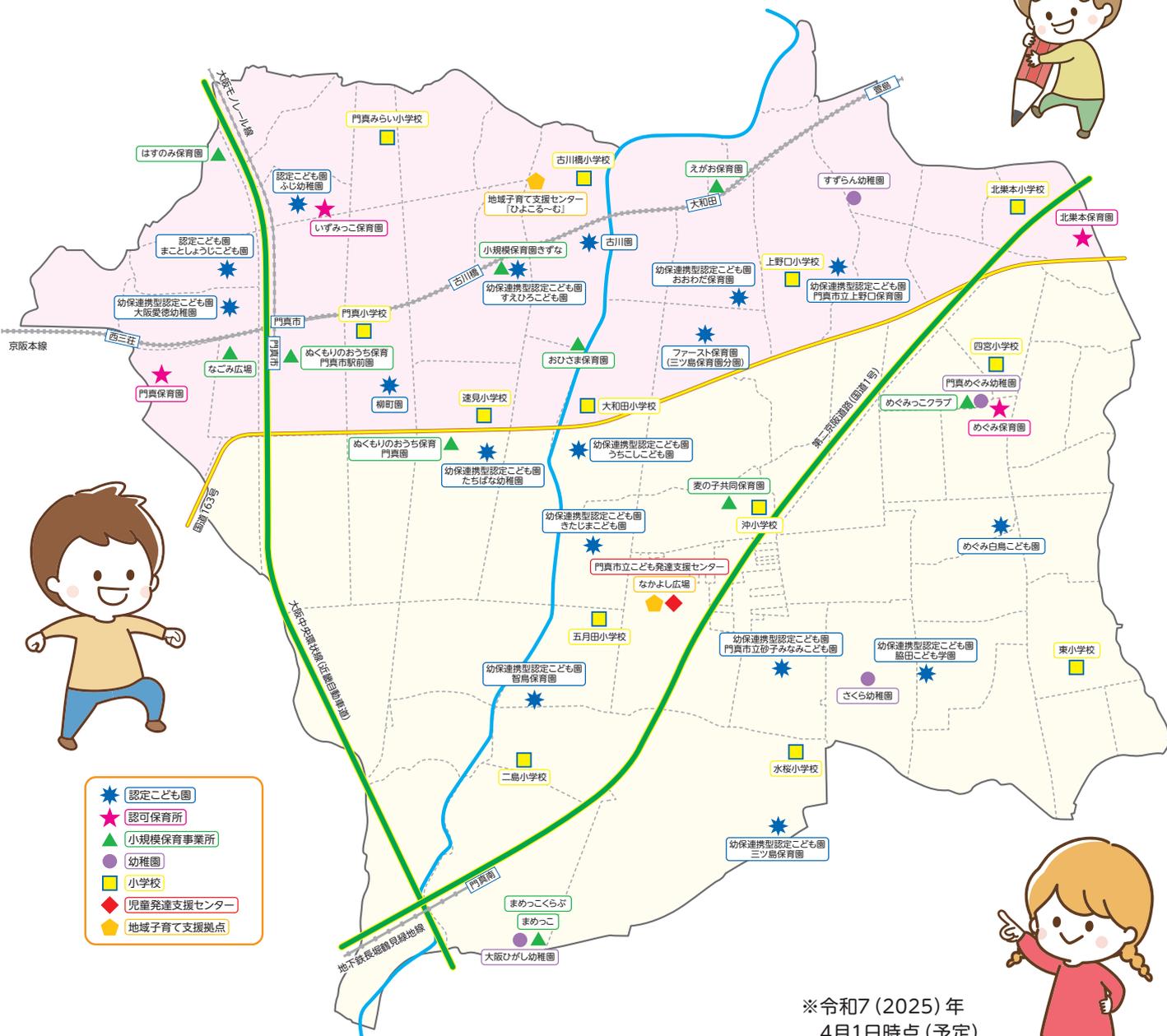
● 提供区域の設定

保育所・認定こども園等の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、提供区域を定め、区域ごとに必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保内容及び実施時期を定めることとされています。

- 幼児期の教育・保育
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 病児・病後児保育事業

については、区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、国道163号を境とする北部・南部の2区域を提供区域として決めました。

その他の事業については、市全域を提供区域として定めています。



※令和7(2025)年
4月1日時点(予定)

● 教育・保育の量の見込みと確保方策

第1期計画、第2期計画の期間において施設整備を進めてきた結果、現在は既存の施設で幼児期の教育・保育ニーズを満たすことができていると考えられます。

しかしながら、共働き世帯の増加やこども・子育てにかかる制度の変更等の社会情勢の変化、本市のまちづくりの進展等により、教育・保育ニーズは随時変化していくことが予想されます。本計画で示している推計児童数や教育・保育のニーズ量が実態と異なる場合は、計画の中間年度（令和9（2027）年度）を目途に、適切なニーズ量への見直しを検討し、状況に応じて新たな確保方策の必要性についても判断していきます。

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、第2期計画で定めていた11事業に、新たな6事業を加えた全17事業について、地域の実情やこれまでの利用実績などを踏まえて定めています。

地域子ども・子育て支援事業（対象事業）

- | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 1 利用者支援事業 | 7 子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ) | 13 児童育成支援拠点
拠点 <small>新規</small> |
| 2 地域子育て支援拠点事業 | 8 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) | 14 親子関係形成支援
事業 <small>新規</small> |
| 3 妊婦健康診査 | 9 一時預かり事業 | 15 妊産婦等包括相談支援
事業 <small>新規</small> |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん訪問
事業) | 10 時間外保育事業
(延長保育事業) | 16 乳児等通園支援事業 <small>新規</small>
(こども誰でも通園制度) |
| 5 養育支援訪問事業 | 11 病児・病後児保育事業 | 17 産後ケア事業 <small>新規</small> |
| 6 子育て世帯訪問
支援事業 <small>新規</small> | 12 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ) | |

計画の推進について

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、PDCAサイクルの考え方に基づき、進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各分野の施策や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を定期的に整理し、「門真市子ども・子育て会議」において点検・評価を行います。



門真市第3期子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7(2025)年3月

発行／門真市

編集／門真市こども部こども政策課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

TEL:06-6902-6095 FAX:06-6902-0656